

「大学発ベンチャー千社計画」の見直しの必要性に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年十月二日

藤 末 健 三

参議院議長 江 田 五 月 殿

「大学発ベンチャー千社計画」の見直しの必要性に関する質問主意書

平成十三年に公表された「大学発ベンチャー千社計画」は、大学からベンチャー企業を平成十四年度から平成十六年度までの三年間に千社設立する計画であり、現状まで千七百社以上の大学発ベンチャー企業が誕生している。しかしながら、それらの企業の経営についてはすべてが順調と言うわけではなく、廃業などに追い込まれる企業も生まれてきている。

これを踏まえて以下質問する。

一 大学発ベンチャー千社計画の総合的な総括評価を行い、次のフェーズの計画を策定することによりイノベーション創出の拠点としての大学の活動を引き続き加速する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 また、次期計画においては広域連携による地域活性化の核ともなる大学発ベンチャーを生み出すための基盤ともなるような複数の大学による大学院・研究機関・インキュベーションの共同設置が可能となるように現行の基準の改正を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

